

**注目!**

# 契約書 を作成しましょう!

■自分が思っていた仕上がり、  
できあがりではない!  
■工期が守られない!  
■請負代金が支払われない!  
■当初約束していたよりも  
高い額を請求された!  
■前払い金を支払ったが、  
その後トラブルとなり工事が  
完成しない!  
ということも…。

**契約内容を  
書面で取り交  
わさないと**

最近、建設工事業者と消費者の間、あるいは建設工事業者同士で、契約書を交わさない、いわゆる口約束での取引のトラブルが増えています。約束した内容を書面で残すことをしなかったために、当事者双方の思惑が異なって主に金銭トラブルに発展することが多いようです。ほかにも、工事の仕上がりが思っていたものと違う、使われた材料・資材などが当初約束していたものと違う、といった工事の内容についても揉め事の原因となっている場合があります。

いずれの事例も、事前に契約内容を書面で取り交わさなかったことに主な原因があります。

**建設業者の方は、建設業許可を持っている、持っていないにかかわらず建設業法を守る義務があります。**

建設業法第19条では、契約内容を書面で取り交わすことや記載すべき内容を定めています。

**工事を請け負う際は、必ず契約書を作成し顧客と取り交わすようにしてください。**

契約書の様式は、国土交通省が標準契約約款としてインターネット上に掲載しています。

**消費者の方は、建設工事を依頼する際には、必ず契約書を取り交わすようにしてください。**

契約書という体裁でなくても必要な事項が記載されているのであれば、**発注書**あるいは**注文書**を業者に提出し、**請書**を業者から受け取るといった形でもよろしいです。



契約内容を書面で取り交わすことによって、消費者・建設業者双方が果たす義務と守られる権利が明確になり、結果として双方が守られることとなります。建設業者、消費者双方それぞれがトラブルを未然に防ぐ努力をしてください。